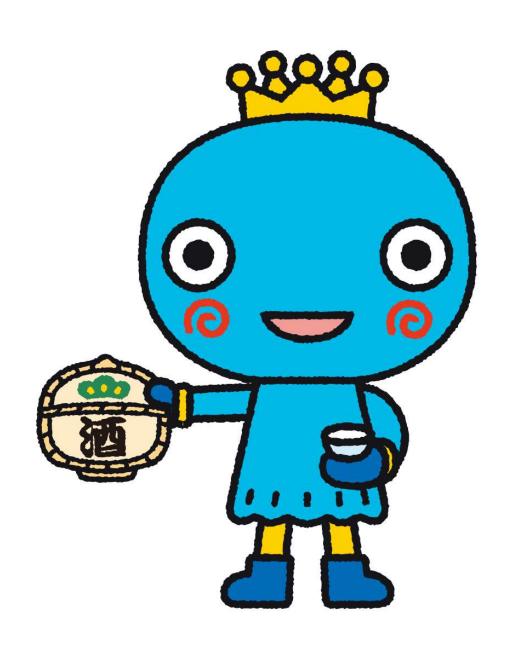
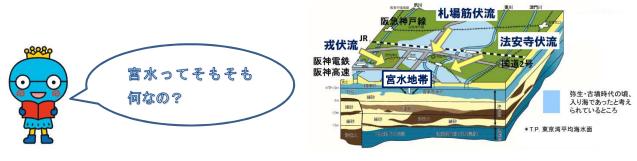
西宮市宮水保全条例について





宮水は西宮神社の南東側一帯(久保町や石在町など)から湧き出しており、おおむね地下2m~5mの浅い地層を流れている地下水です。ミネラルが豊富で鉄分が少ない宮水は、古くから西宮の酒造りを支えてきており、今もキレの良い辛口のお酒を生み出しています。

【参考】灘五郷酒造組合HP 酒造用地下水(宮水)の保全に関するお願い

http://www.nadagogo.ne.jp/about/miyamizu/



西宮市宮水保全条例って 何を定めてるの?

- ・西宮市が指定する宮水保全対象区域において、一定規模以上のマンション建築や宅地造成を行う場合に、 必要な手続きを示したものです。
- ・宮水の存在を広く周知することで、古くから西宮の酒造りを支えてきた天然資源である宮水を 将来にわたり保全することを目的に制定しています。



対象になるのはどんな事業なの?

対象となる開発事業(条例第2条1項および施行規則第3条)

- (1) 敷地面積が500㎡以上の建築物の建築
- (2) 住居の換算戸数が10以上の集合建築物の建築
- (3) 土地の区域の面積が500㎡以上の宅地造成

換算戸数算定表

一戸当たりの専有面積※	割合
25㎡以下のもの	3分の1
25㎡を超え40㎡以下	2分の1
40㎡を超えるもの	1

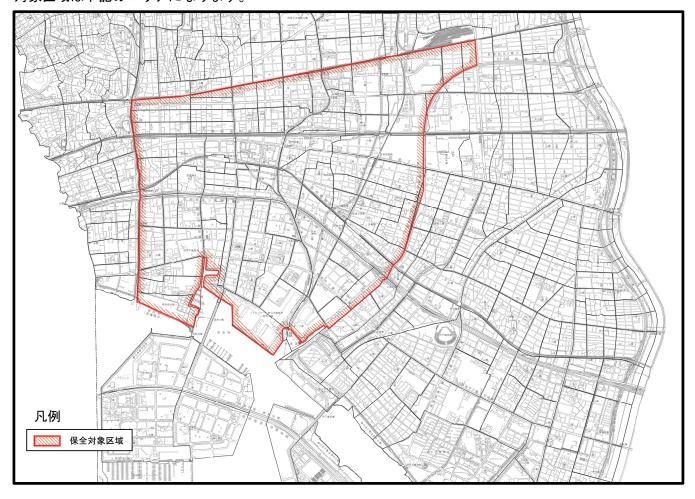
※バルコニー、アルコープ及び廊下から点検が可能なメーターボックス等は算入されません

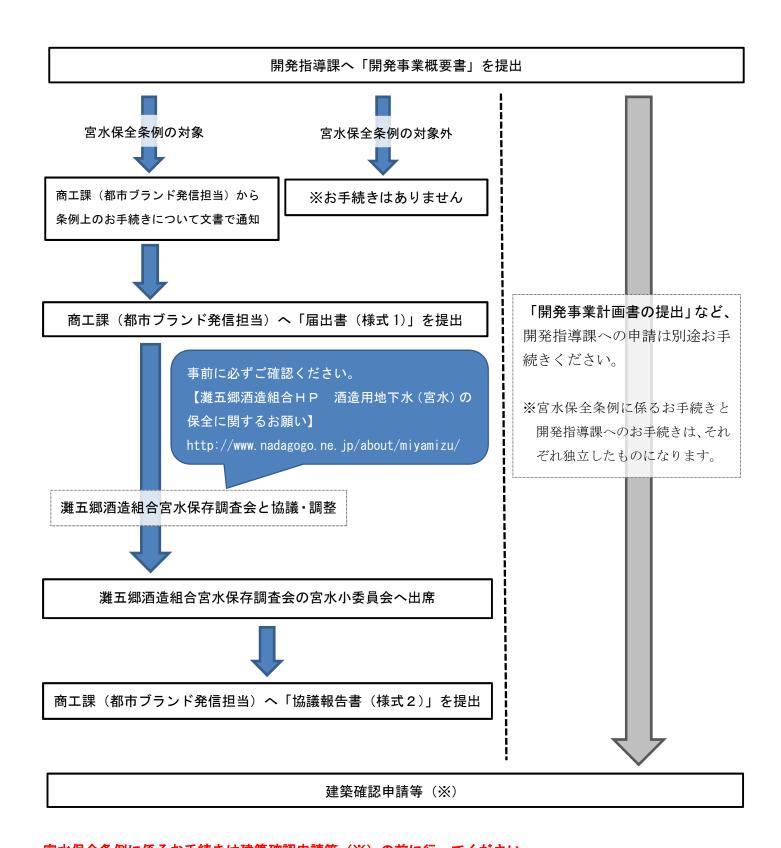
ただし以下の場合を除く。

- ・専用住宅又は兼用住宅の建築(住居戸数が1のものに限る)
- ・ 増築する床面積の合計が 1, 000㎡未満の増築又は改築する床面の合計が 1, 000㎡未満の改築
- ・そのほか、これらの建築に類する建築で、市長が特に認めるもの



対象区域は下記のエリアになります。





宮水保全条例に係るお手続きは建築確認申請等(※)の前に行ってください。 建築確認申請等までに完了することが難しい場合は、西宮市商工課(都市ブランド発信担当)までご相談ください。

※都市計画法第30条の規定による許可の申請、建築基準法第6条第1項の建築主事の確認を受けるための申請、建築基準法第6条 第1項の規定による国土交通大臣若しくは兵庫県知事が指定した者の確認を受けるための申請若しくは同法第6条の3第1項の規 定による申請又は同法18条第2項若しくは第4項の規定による通知(条例第2条3項)

〇勧告について(条例第6条)

協議報告書の提出がない場合、灘五郷酒造組合宮水保存調査会との協議を勧告します。

【お問い合わせ】

条例全般について …… 西宮市商工課(都市ブランド発信担当): 0798-35-3331 協議について …… 灘五郷酒造組合宮水保存調査会 : 078-841-1101